

後期高齢者医療加入者の方へ

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の有効期限にご注意ください！

令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院などでの窓口負担割合が見直されることにより、

令和4年度は保険証を2回交付します。

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は、令和4年9月30日までとなっています。

新しい保険証（薄青色）は有効期限が「令和4年10月1日から令和5年7月31日」で、令和4年9月中に皆様へ届くように、郵便局の簡易書留にて発送します。

「窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります」

令和4年10月1日の制度改正施工後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる人について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。この配慮措置の適用により払い戻しとなる人は、高額療養費として登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月下旬に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

※詳しくは、7月に送付しているチラシ「後期高齢者医療 加入のみなさまへ」をご確認ください。

※制度改正に関する質問などは、厚生労働省コールセンター TEL0120-002-719に

お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省コールセンター 電話番号 0120-002-719

南阿蘇村役場 健康推進課 医療保険係 電話番号0967-67-2704